

第 17 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 2 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	4 番 二瓶 崇
5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔	8 番 山口 久人
11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則	13 番 小林千代松
15 番 佐藤 光伸	16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜

4. 本日の総会に欠席通告した委員

3 番 菊地善一郎	7 番 齋藤 澄子	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	14 番 横山 敏光	

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 32 号 会務報告について

報告第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 97 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 98 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 99 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 100 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

技 査 若 菜 広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日は、本格的に農作業が始まり何かとお忙しいところ第17回農業委員会総会にご出席をいただきまして、大変ご苦勞様でございます。なお、今回は5名の欠席ということで、今までの欠席者の中でもたくさん欠席者がいたということで、欠席者が多いなと思います。この様な中ではありますけども、定足数に達しているということで総会は成立しておりますので、審議をお願いしたいと思います。

私事ではありますが、昨年の12月27日に腰の手術をいたしましたそれで治るのかと思ったんですが、しびれが首元から来ているのではないかと

ということでレントゲンを撮りました。そうしたら頸椎に石灰が溜まっているということで、それが神経にあたっているので除去しないとだめだということで、2月25日にまた手術をしました。大分長時間かかりましたが、今でも少しまだ足がスムーズに出ないというか、少しふらつきもあります。これからリハビリということで、毎日自分の体を大切にして運動をして参りたいと思います。そのような中3月31日に公務に復帰をいたしました。ちょうどその時期は職員の人事異動ということで転出者の辞令交付がありましたので、その辺りからは大丈夫かなということで復帰いたしました。本当にこの長い間、皆さんにはご心配とご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。今後も変わらず皆さんの温かいご指導、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。職員の人事異動がありましたので、この後の全体会の中では事務局を含めて紹介をしたいと思います。4月1日から新体制のスタートを切っておりますので、職員の配置、事務分掌により職員が業務を遂行して頑張っておりますので、皆さんが励ましの言葉を職員にかけていただいて、共に頑張りたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、3番 菊地善一郎委員、7番 齋藤澄子委員、9番 木村富士男、10番 武藤常雄委員、14番 横山敏光委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第17回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、13番 小林千代松委員、15番 佐藤光伸委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第32号 会務報告について」、「報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第32号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔16件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第32号及び報告第33号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、17番庄司委員。

○庄司英喜委員

17番庄司です。先ほどの会務報告の3ページの一番最初の3月19日の農業委員会総会の折りの所有権移転のNo.5につきましては、議事が途中で止まるというような大きな案件でしたけども、その後どうなったのか報告をお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○事務局

所有権移転のNo.5につきましては、総会後のその日に譲渡人と譲受人の方に対して、まず総会で承認とならなかった理由、再度両者の方で売買金額等について再度話し合いを行うよう事務局の方から連絡を行ったところでございます。そして後日、譲渡人と譲受人の双方の方から金額の直しを行った旨、事務局の方に報告があったため、本案件について前調整委員の横山委員と須田推進委員と事務局でこの見直された金額や今回の売買の対象となる農地の圃場の条件や当初買い手が見つからず、最初は無償でも良いというようなことがあり、今回の売買というような形で当初の背景等も含めて再度調整委員の方と共有を行いまして、前調整委員の方から確認済といった形となっております。今後は現在保留となっておりますこの申出につきましては、取下げの申請を受けまして、今後中間管理機構を通した売買により5月に利用調整を行い、内容について改めて調整を図って行く予定となっております。

○議長

庄司委員よろしいですか。

○庄司英喜委員

その後の経過についてはわかりました。金額は現在わかるんでしょうか。

○議長

はい、事務局

○事務局

見直しを行ったところ当初〇〇〇円だったものが、反当り〇〇〇円という形で直しが行われたところでございます。

○議長

庄司委員よろしいですか。

○庄司英喜委員

はい、わかりました。

○議長

はい、小林委員

○小林博行委員

11番小林です。只今の件につきまして、前回保留の案件になった次第がありますが、その土地につきましては〇〇〇地区の中の土地であります。私は〇〇〇地区の方から出ている関係上、関係者の方から前回の総会の後に電話をいただきまして、いろいろ助言や叱咤激励をいただきました。その中にありまして、先ほど事務局から説明がありましたが、もう一度5月に再提案するというところでございますので、その際には寛大なるご判断をお願いしたいと思います。その中にありまして、関係者から前回の総会の後に電話をいただきました。農業委員たる者もっと事情を知った中で審議が出来なかったのかといろいろご指導、叱咤激励をいただきました。事務局から若干申し上げましたが、前回議案として提案されました〇〇〇円ですが、その後調整が取れまして〇〇〇円という数字になったところですが、私が前回も説明しましたが本圃場は、基盤整備を行った地区でございますが、圃場条件が悪く畦畔が急傾斜で面積もかなり、排水も悪くなかなか条件が悪い圃場です。所有者の〇〇〇さんは、そもそもただでもいいので作ってもらえませんかということで、〇〇〇さんと〇〇〇さんは好意にしていた仲でやっていたそうでございます。ですから、〇〇〇さんの田を耕作したりしていて好意にしてお互い長い付き合いがあります。相応の2人が決めた

〇〇〇円という数字で合意を得たわけでございます。それが斡旋委員会の中でだめだという形になったわけですが、そのような中で事情や両者仲良くやっていた中で、価格設定もその中で両氏合意の上で決めたということでございます。その中で私が申し上げたいのは、先ほど言いましたように私は〇〇〇出身でありまして、〇〇〇地区のこの案件につきまして、斡旋委員会を行った時には別地区の農業委員が立ち会ったわけですから事情もわからないし、その中でなぜ〇〇〇地区の農業委員がいるにも関わらず、別の地区の農業委員を充てて行ったという結果が、このような結果を招いてしまった1つの原因ではなかったかと思います。ですから、今後はこのような斡旋委員会の中には必ず、その地区の中から選出された農業委員を必ず充てた中で斡旋を行うような取り組み方を要望したいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長

今ほど小林委員の方から経過の説明がありましたが、庄司委員も理解され了承されたと思いますが、今小林委員の方からありましたように、やはり当該地区の農業委員、推進委員が斡旋委員会に臨むということが一番ベターであり、総会もスムーズに行くという一面もありましたので、今後は事務局と詰めながら、そのような姿勢で臨んで参りたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。来月の案件で出てくるということでございますので、皆さんよろしくお願いいたしますと思います。

○議長

はい、事務局

○事務局

事務局から今ほどの小林委員からの要望的な件について、お答えさせていただきますが、今回の調整委員の選任につきましては、調整委員の負担を考えて皆さん同じ位の割当てで行ったということで、今回はたまたま別の地区の方になってしまったということでございます。今後につきましては、やはり地元の委員さんがその地区の農地に密接していると思われるので、できる限り地元の方を選任しながら進めて行きたいというように考

えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。ただ、その方が当日ご都合が悪い場合もありますので、そういった場合はお近くの隣の委員という場合もございます。また、先ほど高橋の方から今後の進め方ということで、1度解約をしてというようなことがございました。もう少し詳しく申し上げますが、前回審議いただいた案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法に基づく申出があつて、それをもって農業委員会が調整を図ったという案件でございます。この案件が保留になってしまったということで、皆さんご存じの通りこれまでの農業経営基盤強化促進法による売買の制度がなくなってしまったために、一度取下げをしていただくようなことで、ご本人様とお話しをしているところです。今後は農地中間管理機構を通しての売買となりますので、そちらの様式に切り替えて改めて申出をもらい直し、調整をするということでございますので、5月の総会の方でもう一度皆様にご審議をいただきたいということで、考えているところでございます。以上です。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部です。今の案件に関してですが、前回の記憶を辿りますといろいろな意見があり、金額に対しての意見もありましたし、事務の手続き上の瑕疵があるのではないか、というようないろいろな話しがありました。最終的に農業委員会が保留としたことの要因は、事務手続きの中で印が押されたか押されないかということの事務上の瑕疵があつたので、保留ということになったと私は記憶しておりまして、結果的に前回の農業委員が導き出した結果は、値段の高低での保留ではない。その地元の事情の畦畔が大きいとか法面が大きいという話しもその中で議論がありました。最終の落としどころは、事務上の瑕疵があるために一旦保留ということになったので、今ほどの事務局の説明なり小林委員からの説明では、あたかも農業委員の審議が解らない者が言っているなという話しがありましたので、それは違うというふうに私は思いますが、外の皆さんはどうでしたか、前

回の総会の結論は私はそうだったと思いますけども、もう一度その辺は事務局もその結果を受けて、値段の高低で臨んだのか、臨まなかったのか、それは今回は言う必要はなかったと思います。それをどのように説明されたのか、改めてお伺いしたい。

○議長

はい、木戸委員。

○木戸賢治委員

18番木戸です。前回の議長として、保留の案件につきましては渡部信夫委員がおっしゃった通りで、金額の問題ではなくて書類上の問題で、印鑑が押されていなかったということでの保留と私は判断して皆さんにお諮りをしたところでございます。以上です。

○議長

はい、事務局。

○事務局

渡部委員、木戸委員がおっしゃる通りでございます。我々も手続き上に大変な不備があったということで深く反省をしているところでございます。その辺も地権者の方に手続きの不備があったということを丁寧にご説明しながら、今回の改めての調整に至ったということでございます。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

もう一度申し上げますが、前回の総会で出した結論は今代理者からあった通り、事務上の問題があったために保留したということでもありますから、それを再度地元でその事務の手続きを進めるにあたっては、値段についての交渉をする必要はなかったんではなかろうかと思います。今ほど小林委員からあったように、ただでもやってくれというような事情があるならばそれはそれで、そのままであげてもらってもそれは私たちサイドは審議すればいいのであって、あくまでも事務上の手続きの問題があったので、保留としていただいた。それをなぜに金額が上るような経過になったのか、

我々はそのような結論には達していない、にも関わらずそのような結果で戻って来るということは、またこれは問題があるということなので、その辺はどういう経過でそういう話しになったのか、結局当事者については他地区の農業委員が事情を知らないのに意見を言うのはどうかなんということ、地元の委員に対してそのような意見が地元から述べられるというのは言語道断だと私は申し上げたい。いかがでしょうか。

○議長

はい、事務局。

○事務局

担当の方で当事者の方にご説明申し上げたということで、前回の総会の中で調整を図られた委員さん方、不備があったのは事務局の責任ではございますが、その前段としてこの案件も含めた周辺の農地と比較した結果、他の隣接している農地より安いのではないかとというご指摘がございました。その辺について、もう少し調整できないかというようなご意見も伺ってありましたので、その辺も含めて当事者の方にご説明を申し上げたということでございます。

○議長

はい、渡部委員。

○渡部信夫委員

このまま続けても仕方がないとは思いますが、前回の総会の最終的に導き出した総会の結果は、きちんとその内容については精査された中で地元を引き継がないと、またこのような問題が起きる。我々の総会の結論は値段を上げるべきなどということは一言も言っていない。外と比べて高低差があるということは問題にしましたけども、地元の委員からも事情があるんだという話しも経過の中で出ました。でも、繰り返しますが最終的には事務上の手続きの問題で保留したということですから、その経過の高い、低いという話しはその時点での結論には含む必要がなかった。それを地元でまた、総会では値段の高低の話しがあったと、それは経過的にはありました、でもそれを当事者に伝える必要はなかったのではないかと思います。

いかがですか。

○議長

はい、事務局。

○事務局

この案件が上る前に事前に農用地利用調整会議というものを開いてございます。調整を図っている中で、最終的にはお二方の最終結論としての確認のハンコが調整結果の方に押されていなかったというものを我々のミスで総会の方に提出してしまった。事務局としては了解を得たものとして勘違いをしてしまったということが原因でございますので、その辺は事務局側に不備があったと認識しております。

○議長

はい、渡部委員。

○渡部信夫委員

最後にしますが、今後についてはこのような形で地元の農業委員に対して、不信感を招くような事務上の手続きになる恐れがあるので、総会の案件の結果については十分その内容を精査されて、今後に繋げていただくように強く申し入れておきたいと思います。以上です。

○議長

外にございませんか。

○小林博行委員

11番小林です。私も言葉足らずでしたので申し上げたいと思いますが、そもそも私も直接は斡旋委員会に同席したわけではありませんので、ある程度聞いた話しになるわけですが、つまりは提示された売買価格が近傍類似の価格に見合っていないという中で、一旦これではだめだからもう一度地元に戻して、その地元の中で調整した上で上げてくださいということでハンコを押すことができないということで終わったわけです。総会の中ではハンコなしの中で議案審議できずに保留という結論が出たわけですが、ですから事の発端は土地の価格が近傍類似と見合わないという所から始まったということで、これも1つの事務局の事務手続き上のミスに繋

がった一因になるわけです。以上です。

○議長

小林委員、ひな型に近傍類似価格があり、それをもとに売買価格を決めて行ったのではないか。

○小林博行委員

私も何度か斡旋委員会に出席しておりますが、ひな型がありましてその中である程度順をおってひな型通りに進めて、最後にはまとまるということでございますけれども、そこに価格が設定されている数字は事前に両者の合意の中の数字でございます。それを今度は斡旋委員の方がこれはその地区の近傍類似の価格と相違があるので、これはだめだとそのような結論になって、もう一度地元を持ち帰って話し合ってくださいという話を聞きました。

○議長

この件については、今後このような事がないように、総会の席でいつでも説明できるように、事務局の方で精査をして総会に臨みたいと思いますので、今回についてはご了承いただきたいと思います。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第32号及び報告第33号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第32号及び報告第33号は了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定2件、所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.2については、6番 菅井大輔委員、所有権移転のNo.1、No.2、No.3については、2番 大津康男委員、No.4、No.5については、7番 齋藤澄子委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かっておりますので、報告書を読み上げさせます。No.6については、15番 佐藤光伸委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菅井大輔委員

〔権利設定のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番菅井です。農地法第3条権利設定の案件No.1とNo.2について、ご報告いたします。これらの案件は、被設定人が同一でございますので一括してご報告いたします。去る4月7日午前11時より申請地において〇〇〇さん立ち会いのもと、聞き取り調査及び現地調査を行いました。なお、都合上、設定人の〇〇〇さんには事前に〇〇〇さんには調査後に申請内容について、お話しを伺っております。〇〇〇さんは現在、電機設備業を営んでおりますが、〇〇〇さん自身時間に余裕があり、これまで水稻やリンゴの栽培を行って来た経緯がございます。昨年12月に木戸委員と共に〇〇〇さんと面談を行い、機械の取得状況や今後の栽培管理について話し合いを行い、その上で今回本格的に水稻栽培を始めることになりました。機械については、

田植機は取得予定で、乾燥、調整については現在共同利用の作業場を改築中とのことです。耕作従事者は基本的に〇〇〇さんお一人ですが、場合によっては従業員にお願いするそうです。また、地域の慣例に習って草刈り等を実施し、周辺農地に影響を及ぼさないことを確認いたしました。以上のことから本申請に伴う権利の設定については、問題がないものと判断をいたしました。以上です。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2、No. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2番大津です。農地法第3条所有権移転 案件No. 1、No. 2、No. 3 について、まとめて報告いたします。去る4月10日午前10時より、申請者の譲渡人の〇〇〇氏は県外在住のため欠席です。〇〇〇さんは足が不自由のため欠席という連絡がありました。譲受人の〇〇〇氏の父親が出席、〇〇〇氏の出席のもと現地調査と申請者からの聞き取り調査を行いました。現地はすべて適切に管理されていました。昨年までは、集落内の方が耕作していましたが、今後は耕作が出来なくなったということで、〇〇〇氏、〇〇〇氏の水田がどちらも近くにあり、条件が良いため所有権を移転したいということでした。したがって、本申請にともなう権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○事務局

〔所有権移転のNo. 4、No. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

農地法第3条所有権移転 案件No. 4、No. 5 につきまして、齋藤委員より報告書を預かっておりますので読み上げます。昨年の12月の再設定時に地主である〇〇〇氏より耕作している方に今後も管理耕作していただきたいので譲り渡したいと申し出があり、現在に至りました。〇〇〇氏は、現在施設に入居しており会話等は自由はないですが、体の不自由があり管理耕作出来る状態ではなく、田の耕作契約は妹さんが手続きをしておりました。妹さんも若松市に住んでおり、山都町まで来て耕作管理することは出来な

いとのことで、現在耕作している方に無償で譲り渡し、耕作していただきたいとのことです。今回の件は、妹さんが〇〇〇氏と話し合いをした結果をもとに提出されたものです。管理耕作は今後も適切にされると判断いたしました。なお、妹さんとは3月26日に、また譲受人の〇〇〇氏、〇〇〇氏とは3月25日にそれぞれ確認しております。また、現地確認は3月25日に実施しました。無償譲渡なので登記については譲受人が負担します。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。農地法第3条所有権移転 案件No.6について、補足説明します。4月13日午後1時から譲受人から聞き取り調査を行いました。案件の農地は、地法合わせの農地であり以前より管理されていたものです。譲渡人より売買の打診があったことから、本案件に至りました。譲渡人は譲受人が高齢であり、今後の管理が可能か否かが大きな問題となりますが、聞き取り調査をしたところによりますと、管理については子や孫が出来る限り協力を行っていくという返答をいただいたことから、本案件については問題なく妥当なものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第97号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第97号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。農地法第4条による転用の現地調査について、報告いたします。去る4月10日午前9時40分ごろ、現地にて申請人の〇〇〇さんは高齢のため、昨年山形の施設へ入所しております。このため、代理人の〇〇〇行政書士の立ち会いのもと、小林次長、小林委員と私で現地調査を行いました。既に倉庫兼車庫が建っており、顛末書付の申請になります。当該地は、自宅宅地に隣接している登記上畑に一部かかっているもので、申請地は市道と自宅に隣接し、挟まれた農地であり、周辺の農地には支障がないものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第98号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第98号について、原案のとおり決定することとし許可につきましては、申請地が地域計画における農業上の利用が行われる農用地等の区域から除外された日を許可日とすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定について、13番 小林千代松委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第5条権利設定案件No.1について、ご報告いたします。去る4月10日午前9時15分ごろより譲受人の代理人である〇〇〇行政書士の〇〇〇さんが出席をしております。小林次長、木村委員、私小林にて現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目は田であります、3筆隣接しており、南側には農機具の保管倉庫が既に建っており、〇〇〇

さんの所有で管理されておりました。また、譲受人の〇〇〇さんは〇〇〇さんの娘さんであり、父親の所有地を借り受けて住宅を新築することにしたところ、一部が農地になっているということで本申請に至ったということです。当該地については土留め工事は済んでおり、北側に道路が隣接しております。また、周辺は住宅地となっており排水など、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第99号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、木戸委員。

○木戸賢治委員

18番木戸です。この案件について、押切三丁目155番宅地、同じく156番原野となっておりますけども、この記載について農業委員会として審議する必要はあるのでしょうか。

○事務局

この宅地、原野の部分を審議する必要があるのかということでございますが、この土地については併用地といたしまして、こちらの土地がなければ事業が一带として進められないということから、許可する案件については農地のみなんですけれども、審議いただく上ではこの家を建てるということでは、この3筆が必ず必要になるということで併用地として記載しているものでございます。以上です。

○議長

木戸委員よろしいでしょうか。

○木戸賢治委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第99号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号については、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

○議長

続きまして、「議案第100号 農用地利用集積等促進計画（案）について」
を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）120件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第100号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。3件ほどありますが、まず23ページの案件No.13ですが、
合計3筆の見方がよくわからないので、それを教えてください。

○事務局

23ページの案件No.13の〇〇〇の〇〇〇さんの案件でございますが、こち
らの記載が7筆、計11,825㎡の誤りでございました。大変申し訳ございま
せん。訂正のほどよろしくお願いしたいと思います。

○議長

はい、渡部委員。

○渡部信夫委員

今の案件はわかりました。次に25ページ10a当りの賃借料が0円、その次のページもNo.31とNo.32が0円となっています。いずれも優良農地なのですが、この0円の理由と、賃借権と使用貸借の使い分けがよくわからないんですが、使用貸借について0円というのが、このページもその次の26ページもNo.31とNo.32も使用貸借が0円になっているんですが、どういう意味の関係性があるのかどうかも教えていただきたい。

○事務局

25ページのNo.26、26ページのNo.31とNo.32ですが、賃借料0円ということでございますが、すべてに共通することなんですが、農地所有者の方で自分では維持管理が出来ないため荒して行くよりはということで、両者の合意の上で賃借料0円ということで貸借の申出があったものでございます。

また、使用貸借という部分につきましては、賃借料が発生しないものについては使用貸借ということで記載してございます。

○議長

はい、渡部委員。

○渡部信夫委員

用語の使い方としてはわかりました。ただし、荒らさないでほしいということで、0円という金額が出て来ているんですが、農業委員会で標準小作料の平均値などの情報を毎年出している中で、こういった優良農地で0円という貸借がなされて行くというのは、いかがなものなのかと思います。もちろん借りる人については、非常にやり易いんでしょうけども、外の方々の賃貸借について、やはり影響が及んでいくのではないかと思うところもあったりすれば、こういった案件が出て来た時の近隣農地のことを考えれば、やはり両者が合意したからただでというのは、どうなのかと思いますけども、事務局に聞くのも違うのかとも思ったりもしますので、答えはないと思いますが、一応そういった助言とかも必要ではないかということで、

今度、農業委員会の委員会の中でも少し議論していただければと思いますので、一応申し上げておきたいと思いますので、この件はこの程度に留めておきたいと思います。

次に最後ですが、再転貸の28ページですが、間違いがないかだけ確認をしておきたいんですが、No.2の農地所有者について、間違いはないですか。

○事務局

No.2の農地所有者の方ですが、〇〇〇さんは農地の所有者の名義人として現状残っているため、こういった形で記載しております。

○議長

渡部委員から意見のあった賃借料について、農政委員長がおりますので委員会の中で検討していただきたい思います。

○議長

はい、菅井委員。

○菅井大輔委員

6番菅井です。先ほど出ました0円なんですが、水利費とか固定資産はどちらが負担しているかわかったら教えていただきたいのと、この表の見方が地区別に分けていただいた方が見やすいと思います。また、地区調整会議にも案件を上げていただいて、そこでいろいろ問題がある部分をもんでいただいて上で総会の方に出していただくようお願いしたい。

○事務局

先程の使用貸借で0円という案件がありましたが、そちらの方で水利費や固定資産税等についてどちらが負担しているかについては、事務局の方では把握しておりません。

○事務局

一覧表につきましては、各地区調整会議においてお示しした上で総会に諮っているというように認識しておりました。もし、私の認識が間違いであれば支所の方の状況を確認しながら事前に確認いただけるような体制にして参るようにしたいと思います。また、番号につきましては、この受付分については農業振興課で3月に受付けたものを一覧表にしておりまし

て、農地中間管理事業につきましては農地バンク、農業振興公社に送る関係で番号が動かせないということで、見ずらいような形になっておりますので、申し訳ございません。今後、農業委員会事務局で受付けるようになりますので、その辺りは皆様に審議し易いような形に出来るよう農業振興公社と話し合いをしたいと思いますので、今後出来るように努めて参りたいと思います。以上です。

○議長

はい、菅井委員。

○菅井大輔委員

4月の地区調整会議でいただいた部分もあったんですが、漏れがありましたので、農地別だとよくわかり易いのかと思います。機構借入の方ですが、農地別で地区別に出していただけるととてもわかり易いと思ひまして、ご提案させていただきました。以上です。

○事務局

機構の借入、貸付と両方見ていただけるように準備したいと思います。つては、地区名も各地区ごとに並び替えた上、一覧として見やすい形でご審議いただけるように努めて参りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

菅井委員よろしいでしょうか。

○菅井大輔委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第100号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第17回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 6 : 1 3